

図書館フレンズベっぷ



今年3月、「別府市新図書館等整備基本計画」が別府市教育部社会福祉課より出されました。しかし新型コロナウイルス騒動で、一時的に新図書館の計画がストップしている状態です。計画書を運営委員で読み、感じたことを紹介します。

市報5月号に掲載された別府市新図書館等整備基本計画の概要

図書館サービス部門を 市が主体的に運営とあり、期待

長年の希望であった新図書館の建設が決まったこと、心配していた指定管理の問題は、図書館サービス部門を別府市が主体的に運営するという事で、解消されたことは良かった。

今後は、司書資格を持った課長ポストの図書館長や専任司書の配置が実現されることが望まれる。また、ゾーニングの連携想定機能が本来の図書館機能にどのように活かされるのか今後、目が離せない。今後の建設計画に期待したい。(佐藤慶子)

ノウハウの継続、発展には 幅広い見識をもつ図書館長や司書を… 正規職員という身分も必須条件

盛りだくさんの事業案を利用者が満足するレベルで実現するには相当ハードルが高そうに見える。総花的に展開するより、まずは幅広い見識をもつ図書館長や司書を早めに選び館長を中心に市が全面協力して図書館としての根幹部分をきっちり構築しそれに新しい機能を付加しながら広げて行く。その際、市にとって後世への財産となるノウハウを継続、発展的に蓄積するには正規職員としての身分が必須条件だと考える。そうでなければ誰もが満足しない施設になりそう、と危惧する。(中村陽一)

今ある図書館域の活動も継続し 地域に根ざした直営の図書館を

気になる図書館サービス部門は行政主導とあるが、民間主導部分もあり複雑な運営になりそうだ。岩手県紫波町図書館では、準備段階で主任司書を採用、館長と前面に立ち図書館作りをしたという。別府市にもそういう人材が必要である。今ある図書館域の活動も継続し、地域に根ざした直営の図書館を実現させたい。(加藤三智子)

別府市新図書館等整備基本計画

新しい図書館の計画書

読んでみました

100ページにわたる基本計画書 深い敬意と労いを感じた

別府市新図書館等整備基本計画の概要が市報BEPPU5月号に掲載された。市民待望の朗報だ。同時に私は別府市教育委員会がまとめた100数ページにわたる基本計画書に触れ、策定委員会や教育委員会関係諸氏に深い敬意と労いを感じた。書中、「市民との協働」で図書館サポート組織(図書館フレンズや友の会など)の設立、運営参加の勧めもあり今後の参画に期待が膨らんだ。(井上隆喜)

素晴らしいプランという印象 理想を現実のものにする 「開設準備室」の早い立ち上げを

描かれたものが全て実現できるのなら素晴らしいプランだなという印象でした。実施に向けて内容が具象化してくるのは、これからですね。大事なものは理想の概念より、理想を現実のものとする設計、手法です。特に運営については大事だと思います。早く開設準備室を立ち上げ、新館長のもとで運営方針、司書の継続雇用、人材、選書などを進めてほしいと思います。令和2年度予算に『図書館等整備費用』が付きましたが、新型コロナ禍により流れてしまい非常に残念ではありますが、一刻も早い再開を望んでやみません。(佐藤弘己)

図書館と利用者を結ぶのは図書館員 図書館長と司書が開館準備に 協力できる体制を

図書館は資料、施設、人で構成されます。立派な施設、利用しやすい図書館は理想ですし、豊富な資料が図書館の魅力です。利用しやすい書架の配置、資料の収集提供、図書館と利用者を結ぶのは図書館員です。まずは、図書館長を全国から公募して建設計画から参加できるようにして、更に司書も専門職として複数採用して館長と共に開館準備に協力できる体制をつくることを切望します。(中村英代)

飛騨市図書館館長の言葉

コロナ騒動の中で

新型コロナウイルスの影響で公共施設の利用停止が相次ぎました。図書館も例外ではありません。そんな中、飛騨市図書館のホームページ「ご利用案内」の中に次のような館長の言葉を見つけました。臨時休業のご挨拶の中で「図書館とは？」と市民に投げかけています。別府市でも「基本計画」が作成されましたが、計画書を肉付けしていくのは「人」です。当会メンバーからも館長や司書を早い段階から開設準備に関わらせてほしいとの声が出ています。飛騨市図書館館長の言葉は現場からそれを発信しています。「図書館はなぜあるのか」その問いから見えてくるものがあります。



図書館はなぜあるのか？

なぜ図書館があるのか。考えたことがありますか。
1円も利益にならない、
そんなものがなぜ存在し得るのか。し続けられるのか。

戦後、1950年に制定された「図書館法」というものがあります。
この法律は、日本国憲法、教育基本法、社会教育法などの法体系の下に作られており図書館の設置は義務ではなく、それぞれの自治体の判断に委ねられています。

図書館で本を読む自由は、
基本的人権のひとつである「知る権利」を持つすべての国民に、
さらには国籍や貧富の差、障がいの有無も一切関係なく
必要とする人にはだれにでも平等に与えられているものです。

この知る権利を持って、人は何を得るのか。
それを提供するのが図書館で働く司書の役割です。

民主主義社会を発展させるために必要な、
意思決定ができる人をつくること。
意思決定するために必要な様々な情報、意見を収集し提供すること。
様々なメディアにアクセスできる環境を整え、
またその系統的な調べ方について相談に乗ること。
個人の生涯学習を支え、課題解決能力を高めることで
まちの発展に寄与すること。

本を読む力、正しい情報を選びそれを得る力をつけていくために、
誰もが赤ちゃんのうちに絵本にふれ、
成長段階とともに読む本を変えていく。
自ら手に取るその本の貸出と返却をくりかえし、
生活を支え、学習する機会を得て、もっと詳しい資料を、
と求められた分野の専門書を選んで蔵書とする。
そうして作り上げられた、質の高い本が並んだ本棚を、
飛騨市民のためにカスタマイズされた本棚を作りたいのです。

飛騨市に図書館が存在するのは、
このまちを維持し発展させる市民を育てるためです。
10年後、20年後、50年後の飛騨市のために。

そんな図書館のために必要な司書が今、足りません。

飛騨市では過去の古川町立図書館時代より専任司書を設けておりましたが、正職員ではなく、嘱託職員、令和2年度からは会計年度任用職員となり継続的な雇用ができない状況です。

図書館の命である蔵書を選ぶ作業、選書は司書にしかできません。
司書資格があれば良いというものではなく、
カウンターに立ち、このまちの人たちの利用傾向をつかんだり、
本棚を整頓、編集し、どんな本がどこにあるか把握する。
レファレンスを受け本や関係機関を使い調査研究する。
そしてなによりも、このまちに住み、
このまちに根ざした人たちと交流を深める。
そんな日々の業務を繰り返す、この図書館の蔵書をより把握している
一部の司書にしか選書作業は行えないのです。

年数をかけて育てるべき専門職を
みすみす手放し続けてきた過去は取り戻せませんが、
50年後の飛騨市図書館のため、すこし、お休みをください。
状況は簡単には変わりませんが、
市民のみなさまの「本を自由に読む権利」を守るため
ご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年3月 飛騨市図書館長 西倉幸子